

京都議定書目標達成計画の一部変更について

政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条第1項の規定に基づき、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）の一部を変更し、認証排出削減量等（クレジット）の取得方針を規定しました。

具体的には、同計画のうち、第3章第2節1.（3）「京都メカニズムに関する対策・施策」を削り、同章第4節の次に「第5節 京都メカニズムに関する対策・施策」を加えました。（これに伴い、目次の変更も行いました）

一部変更後の同計画のうち、京都メカニズム関係部分の抜粋については、別添をご覧ください。

別添

一部変更後の「京都議定書目標達成計画」のうち
京都メカニズム関係部分の抜粋

2006年7月11日

目 次

はじめに

第 1 章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第 1 節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

第 2 節 地球温暖化対策の基本的考え方

第 2 章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

第 1 節 現状対策を踏まえた排出見通しと 6%削減約束

第 2 節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

第 3 節 個々の対策に係る目標

第 3 章 目標達成のための対策と施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

第 2 節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

ア. 省CO₂型の地域・都市構造や社会経済システムの形成

イ. 施設・主体単位の対策・施策

ウ. 機器単位の対策・施策

② 非エネルギー起源二酸化炭素

③ メタン・一酸化二窒素

④ 代替フロン等 3 ガス

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

2. 横断的施策

- (1) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
- (2) 事業活動における環境への配慮の促進
- (3) 国民運動の展開
- (4) 公的機関の率先的取組の基本的事項
- (5) サマータイムの導入
- (6) ポリシーミックスの活用
 - (6-1) 経済的手法
 - (6-2) 環境税
 - (6-3) 国内排出量取引制度

3. 基盤的施策

- (1) 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内体制の整備
- (2) 地球温暖化対策技術開発の推進
- (3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化
- (4) 地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進

第3節 特に地方公共団体に期待される事項

第4節 特に排出量の多い事業者に期待される事項

第5節 京都メカニズムに関する対策・施策

第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために

第1節 排出量・吸収量と個々の対策の評価方法

第2節 国民の努力と技術開発の評価方法

第3節 推進体制の整備

おわりに

- (別表1) エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧
- (別表2) 非エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧
- (別表3) メタン・一酸化二窒素に関する対策・施策の一覧

- (別表 4) 代替フロン等 3 ガスに関する対策・施策の一覧
(別表 5) 温室効果ガス吸収源対策・施策の一覧

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 京都メカニズム

京都議定書の第1約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量（温室効果ガス吸収量控除後の排出量とする。）との差分については、京都メカニズムを活用することを目標とする。

なお、温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源の目標のうち、第1約束期間において、目標の達成が十分に見込まれる場合については、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に対策を推進するものとする。

※ 現時点の各種対策の効果を踏まえた各ガスの排出量見通しを踏まえれば、差分は基準年総排出量比1.6%となるが、各種対策・施策の効果、経済動向等により、変動があり得る。

第3章 目標達成のための対策と施策

第5節 京都メカニズムに関する対策・施策

1. 京都メカニズム推進・活用の意義

京都議定書においては、削減約束の達成とともに、地球規模での温暖化防止と途上国の持続可能な開発の支援のため、国別の約束達成に係る柔軟措置として、他国における温室効果ガスの排出削減量及び吸収量並びに他国の割当量の一部を利用できる京都メカニズム³⁷（J I、CDM及び排出量取引）の活用³⁸が認められている。

京都議定書の約束を確実に、かつ費用対効果を考えて達成するためには、京都メカニズムについて、国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、適切に活用していくことが必要である。

また、今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する観点から、京都メカニズムを推進・活用していくことが重要である。

2. 京都メカニズムの推進・活用に関する政府の取組

（1）京都メカニズムの活用に関する基本的考え方

我が国は、1997年の京都議定書採択以降、京都メカニズムの適正な活用に向けた実施ルールの国際的な検討に参画するとともに、CDM/J Iプロジェクトが行われる国の体制整備支援（キャパシティビルディング）の実施、民間事業者の取組の促進のためのCDM/J Iプロジェクトの実現可能性調査や相談窓口の設置等の取組を進めている。

我が国は、京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出

³⁷ 共同実施（J I）は、先進国等における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した他の先進国等の事業参加者が京都議定書第六条1に規定する「排出削減単位」として獲得できる仕組みである。クリーン開発メカニズム（CDM）は、途上国における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した先進国等の事業参加者が京都議定書第十二条3（b）に規定する「認証された排出削減量」として獲得できる仕組みである。排出量取引は、先進国等において京都議定書第三条7の規定により発行される「割当量」や対象森林における京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の「割当量」等の取引を行う仕組みである。排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策目的に使用するという条件で行うものをグリーン投資スキーム（GIS）という。（「排出削減単位」、「認証された排出削減量」、「割当量」、その他地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項各号に掲げる算定割当量を、本計画においては「クレジット」という。）

³⁸ 京都メカニズムの活用とは、CDM、J Iのプロジェクトから生じるクレジットや先進国等のクレジットを取得し、これを京都議定書の約束達成のために償却（割当量口座簿上の政府口座に移転した上で、さらに、クレジットの償却のための口座に移すこと）すること。

削減対策及び国内吸収源対策（以下「国内対策」という。）を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%。第2章第2節3（18頁）参照。）が見込まれる。

この差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。

京都メカニズムによりクレジットを取得するに際しては、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である。

また、約束達成に不足する差分が最終的に確定する2013年以降に京都メカニズムの活用に着手するのでは約束達成に必要な量のクレジットを取得できないおそれが非常に高いこと、追加的な温室効果ガスの排出削減及び吸収に寄与するCDM及びJ I並びに具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム（GIS）についてはその計画から実施・クレジットの発行開始までに3～5年を要するという実態を踏まえて対応を進める必要がある。さらに、国内対策だけでは約束達成が困難と見込まれている諸外国では既に京都メカニズムの活用に着手し、自国の約束達成に必要なクレジットの確保に向けて良質なプロジェクトの選定等を計画的に進めており、こうした諸外国の取組状況にも留意することが重要である。

（2）我が国の京都メカニズムの活用に向けた基盤の整備

我が国が、第1約束期間が始まる2008年から京都メカニズムを活用する資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国際的な決定を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を行うための割当口座簿の整備を行い、適切に管理、運営する。また同様に、京都メカニズムを活用する資格を得る上で必要な温室効果ガス排出量及び吸収量の算定のための国内制度を適切に運用するとともに、2006年夏までに条約事務局にこれらの制度等の概要を報告することを目指す。

（3）CDM・J I・GISプロジェクトの促進

将来我が国が取得可能なクレジット量の増加を図るとともに、我が国の優れた技術の国際的な普及を図るため、我が国の民間事業者等によるCDM・J I・GISによる具体的な排出抑制・削減・吸収プロジェクト形成を促進する取組が重要である。

ア. CDM・J I制度の整備・改善への貢献

広くCDMを活発化させるため、国際ルールの改善等に積極的に貢献する。

特に、途上国においては、今後の産業の発展に伴いエネルギー需要の増加が見込まれるため、エネルギー使用の合理化が重要な課題となっており、引き続き、省エネルギー・再生可能エネルギー関連CDMの推進に向けて、CDM理事会におけるプロジェクト審査の迅速化、方法論の統合化等について国際的な働きかけを行う。

また、京都議定書加盟国会合等を通じて、J Iに関する国際ルールの策定、制度の運用に積極的に貢献する。

イ. G I Sの具体的スキームの構築

G I Sの適切な活用に向けて、各国政府との間で検討を進め、早急に具体的スキームの構築を図る。

ウ. プロジェクトの発掘及びプロジェクト形成の支援

CDM・J I・G I Sのプロジェクトの発掘や形成を促進し、我が国がそれらのCDM・J I・G I Sのプロジェクトからクレジットを取得できるよう取組を進める。また、CDM・J I・G I Sプロジェクトの円滑な実施に向けて、事業が行われる相手国（以下「ホスト国」という。）における京都メカニズムに対する理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行う。

- ・ CDM・J I・G I Sプロジェクトについて、有望なエネルギー・環境技術を活用した案件の発掘並びに実現可能性の調査等の充実を図るとともに、その実施を促進する。
- ・ 我が国は、ホスト国政府との関係の重要性を踏まえ、これまでCDM・J Iプロジェクトの促進に向けた首脳間共同声明を発出する等の取組を進めている。今後とも、こうした二国間の協力体制の構築を進める。
- ・ 政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じて、ホスト国における重点分野の把握を図るとともに、ホスト国における京都メカニズムに関する知識の普及、政府承認指針の策定支援や人材育成などの体制整備への支援を進める。

(4) 我が国のクレジット取得に関する取組

国内対策に最大限取り組んだとしてもなお1.6%の不足が見込まれているが、我が国として京都議定書の約束達成へ向けて最大限努力していくため、官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムによるクレジットを取得していくことが必要である。

ア. 政府のクレジット取得制度の整備とクレジット取得の実施

我が国の京都議定書の約束達成に向けて、政府としてクレジットの取得を適切に進める。その際、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して

取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である。なお、政府のクレジット取得は、京都メカニズムに積極的に取り組む我が国民間事業者等の海外展開や我が国の優れた技術の国際的な普及に資するものである。このため、次のとおり取得を図る。

- CDM・J I・G I Sプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。
- 個々のクレジット取得におけるリスクを厳正に評価・管理することに加えて、取得事業全体として取得に係る国や相手方の分散に努めることや原則公募を行うことなどにより、クレジット取得に伴うリスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮した取得を図る。
- クレジットの取得に当たっては、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。
- 政府は、クレジットの取得に当たって、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を活用する。その際、NEDOが蓄積してきた京都メカニズムに関連する専門的知見、海外とのネットワーク等を活用して、クレジット取得に伴うリスクの低減を図るとともに、クレジット取得を長期的かつ安定的に行わせる。

イ. 政府のクレジット取得制度以外における公的資金の活用

京都メカニズムを推進・活用するに際しては、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAの有効な活用を進める。また、その他の公的資金についても有効な活用を進める。その結果得られたクレジットについては、政府のクレジット取得に最大限寄与することとなるよう努める。

(5) 京都メカニズム推進・活用のための体制整備

政府内の関係府省は、京都メカニズム推進・活用に関する対策・施策に対して一体となって取り組んでいくことが重要であり、関係府省が協力して効率的に取組を進めるため、政府内及び政府関係機関の連携を強化する。

京都メカニズムの推進・活用のための関係府省間の連携強化と実施する対策・施策の促進を図るため、京都メカニズムの総合的な推進・活用を目的として関係府省で構成する『京都メカニズム推進・活用会議』において2006年度以降の施策の具体化と促進を図る。

関係府省は、それぞれの特に以下の分野について積極的、主体的に取組を進めていくものとする。

(環境省)

- ・京都議定書の約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進本部副本部長として、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・プロジェクト形成に向けた民間事業者等の取組の促進、CDM/JI等を通じたホスト国の持続可能な発展への貢献等の観点から、京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。
- ・NEDOのクレジット取得業務の主務大臣として、経済産業大臣とともにNEDOを通じたクレジット取得について主体的に取り組む。

(経済産業省)

- ・京都議定書の約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進本部副本部長として、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・プロジェクト形成へ向けた民間事業者等の取組の促進、我が国の持つエネルギー・環境技術の国際的な普及、エネルギー利用制約の緩和等の観点から、京都メカニズム推進・活用について主体的に取り組む。
- ・NEDOのクレジット取得業務の主務大臣として、環境大臣とともにNEDOを通じたクレジット取得について主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(外務省)

- ・国際条約の遵守の観点から、京都議定書の約束の達成に向けて、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・我が国が京都メカニズムを推進・活用する上で必要となる外国政府との交渉や合意形成等の取りまとめ、京都メカニズムに関する外国政府との協力関係の構築、必要な調査の実施、国際機関等への参加を通じた京都メカニズムの推進・活用について、主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(国土交通省)

- ・交通分野及び社会資本整備分野における京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(農林水産省)

- ・森林分野における京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(財務省)

- ・国際開発金融機関の積極的な活動の支援や国際協力銀行の活用など、国際金融の観点から、京都メカニズム推進・活用について主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

また、独立行政法人や政府系金融機関、在外公館など京都メカニズム推進・活用のための対策・施策の実施を担う政府関係機関等が連携し、一体となって京都メカニズムの推進・活用に取り組んでいくこととする。

3. 民間事業者等による京都メカニズムの活用

民間事業者等が、自主行動計画を始めとした自らの目標を達成するために、国内温室効果ガス排出量を抑制する努力とともに自らの負担において自主的に京都メカニズムを活用することは、優れた技術による地球規模での排出削減や費用対効果の観点から、積極的に評価することができる。

こうした民間事業者等による京都メカニズム活用を促進するため、上記2.(3)に加えて、相談対応・情報提供、プロジェクトの発掘及び形成段階での支援、京都メカニズムの利用のための解説書等の整備、いわゆる炭素基金の組成等に対する出資制度の有効な活用、クレジット取得を円滑化する措置、クレジットを自主的に償却する場合の制度基盤の整備等の施策を講ずるものとする。

参考：京都メカニズムを活用する際の会計上、税務上の扱い

民間事業者等が自主的に京都メカニズムを活用する際の会計上、税務上の扱いは、以下のとおり。

①企業会計上の取扱い

企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成16年11月30日）に基づき、クレジットの取得時に「無形固定資産」又は「投資その他資産」として計上し、クレジットを償却した年度に「販売費及び一般管理費」として処理されることとなる。

②法人税法上の取扱い

課税所得は、別段の定めがあるものを除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法人税法（昭和40年法律第34号）第22条第4項）こととされている。クレジットの税務上の取扱いについても、原則として、上記会計基準に従って取り扱われることとなる。

第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために

第1節 排出量・吸収量と個々の対策の評価方法

1. 基本的考え方

本計画の実効性を確保し、京都議定書の6%削減約束を確実に達成していくためには、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、個別の対策・施策の進捗状況について、各種データの整備・収集を図りつつ、適正に透明性をもって事後評価し、柔軟に対策・施策の見直し又は追加を行うことが不可欠である。

また、個別の対策・施策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する各主体の取組の状況について事後評価していくことが必要である。

このため、地球温暖化対策推進本部は、毎年、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る。

また、2007年度に、本計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする。

毎年の点検、2007年度の定量的な評価・見直しに際しては、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において委員の意見を聴取する。

計画の定量的な評価・見直しに当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、評価・見直しの過程に国民の参画が実質的に確保されるような場を設けることとする。

なお、社会経済システムの変革につながる対策・施策等、現時点で対策評価指標等の評価方法が必ずしも十分に確立していない分野については、適切な評価方法を早期に確立する。

2. 定量的評価・見直し方法の概略

(1) 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標に関する評価方法

③ 京都メカニズムの推進・活用に関する評価方法

京都メカニズムを推進・活用するための国内・国際面での基盤の整備の状況やプロジェクトの案件形成の状況、政府口座に移転が予定されている、あるいは、移転されている京都メカニズムクレジットの量、政府内及び政府関係機関の体制整備の状況、民間事業者等による京都メカニズムの活用に向けた環境整備の状況等により評価を行う。